

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
宝ホールディングス株式会社  
取締役社長 柿 本 敏 男

## 第102回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまり厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第102回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第102期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 第102期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり決定いたしました。  
配当財産の種類  
金銭  
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金9円  
総額金1,825,794,243円  
剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月28日
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
(定款一部変更の内容は、3頁から6頁に記載のとおりであります。)
- 第3号議案** 取締役9名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に大宮 久、大宮 正、柿本敏男、松崎修一郎、岡根孝男、中尾大輔、仲尾功一および植田武彦（以上重任）ならびに伊藤和慶（新任）の9氏が選任され、それぞれ就任しました。  
なお、植田武彦氏は、社外取締役であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に上田伸次、三枝智之および山中俊人（以上新任）の3氏が選任され、それぞれ就任しました。

なお、三枝智之および山中俊人の両氏は、社外監査役であります。

#### 第5号議案 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、前記各議案における議決権行使結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takara.co.jp/>）に掲載しております。

以 上

#### 役員人事について

本総会終了後開催の取締役会および監査役会において、次のとおり選定され、それぞれ就任しました。

代表取締役会長	大 宮	久	（重任）
代表取締役副会長	大 宮	正	（重任）
代表取締役社長	柿 本	敏 男	（重任）
常 勤 監 査 役	山 中	俊 人	（新任）

#### 期末配当のお支払いについて

第102期期末配当は、1株につき9円と決定いたしましたので、同封の「第102期期末配当金領収証」によりお支払いいたします。同領収証の記載事項をご高覧のうえ、払渡期間（平成25年6月28日から平成25年7月31日まで）内にお近くのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局でお受取りください。

また、既に配当金の振込先をご指定の方には、「配当金計算書」等を同封ご送付いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 定款一部変更の内容

新定款と旧定款の対照は、次のとおりであります。 (下線は変更部分)

新定款	旧定款	備考
<p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理</p> <p>①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買</p> <p>②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品品の製造ならびに売買</p> <p>③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買</p> <p>④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借</p> <p>⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託</p> <p><u>⑥包装用容器、包装用品および包装用資材の製造ならびに売買</u></p> <p><u>⑦肥料および飼料の製造ならびに売買</u></p> <p><u>⑧農産物、農産加工品、水産物および水産加工品の生産ならびに売買</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理</p> <p>①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買</p> <p>②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品品の製造ならびに売買</p> <p>③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買</p> <p>④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借</p> <p>⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託</p> <p><u>⑥ガラス壺、金属缶、プラスチック製容器および紙製容器等各種容器の製造ならびに売買</u></p> <p><u>⑦包装用品および包装用資材の製造ならびに売買</u></p> <p>⑧肥料および飼料の製造ならびに売買</p> <p><u>⑨農産物および農産加工品の生産ならびに売買</u></p>	<p>・旧定款⑥および⑦を新定款⑥として統合し、文言を整備</p> <p>・新定款⑥に統合</p> <p>・旧定款⑨および⑩を新定款⑧として統合</p>

新定款	旧定款	備考
<p>⑨きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借</p> <p>⑩不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業</p> <p>⑪倉庫業、荷役作業の請負、梱包業、解梱業および通関業</p> <p>⑫貨物自動車運送事業、海上運送事業、港湾運送事業および貨物利用運送事業</p> <p>⑬自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業</p> <p>⑭機械器具設置工事業、電気工事業、土木工事業、管工事業、水道施設工事業およびその他の建設業</p> <p>⑮損害保険代理店業、旅行業、旅行者代理業および電気通信事業者の代理店業</p> <p>⑯飲食店の経営</p> <p>⑰印刷業ならびに出版物の企画、編集、制作、加工および販売</p>	<p>⑩きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借</p> <p>⑪水産物および水産加工品の生産ならびに売買</p> <p>⑫不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業</p> <p>⑬倉庫業</p> <p>⑭一般貨物自動車運送事業および特定貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業</p> <p>⑮自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業</p> <p>⑯荷役作業の請負および梱包ならびに解梱業</p> <p>⑰産業廃棄物の収集および運搬</p> <p>⑱携帯受信設備の販売および貸付に関する代理店業</p> <p>⑲損害保険代理店業および電気通信事業者の代理店業</p> <p>⑳郵便切手および収入印紙の販売業</p> <p>㉑旅行業および旅行業代理店業</p> <p>㉒飲食店の経営</p> <p>㉓印刷業ならびに書籍、雑誌およびビデオテープ、コンパクトディスク等による出版物の企画、編集、制作、販売</p>	<p>・新定款⑧に統合</p> <p>・旧定款⑬および⑯を新定款⑪として統合するとともに「通関業」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・「海上運送事業」および「港湾運送事業」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・新定款⑪に統合</p> <p>・工事関連事業を新定款⑭として追加明記</p> <p>・新定款⑫および⑭の附帯事業として位置付ける</p> <p>・新定款⑮の附帯事業として位置付ける</p> <p>・旧定款⑲および㉑を新定款⑮として統合し、文言を整備</p> <p>・新定款⑮の附帯事業として位置付ける</p> <p>・新定款⑮に統合</p> <p>・「出版物の加工」を追加明記し、文言を整備</p>

新定款	旧定款	備考
<p>⑮情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業</p> <p>⑲コンピュータソフトウェアの開発および売買、コンピュータシステムの運用管理の受託ならびにコンピュータ・コンピュータ周辺機器等の売買、貸借および保守</p> <p>⑳企業経営・企業運営に関する教育、研修およびコンサルティングの実施ならびにそれらに関する出版物の発行</p> <p>㉑マーケティングリサーチの請負、販売促進活動の企画および実施ならびに広告代理店業</p> <p>㉒労働者派遣事業</p> <p>㉓以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p> <p>(2)不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業</p> <p>(3)知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾および譲渡</p> <p>(4)前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p>	<p>⑭情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業</p> <p>⑳コンピュータソフトウェアの開発および売買</p> <p>㉔業務用および事務用コンピュータシステムの運用管理の受託</p> <p>㉕コンピュータの導入および利用に関するコンサルティング業務</p> <p>㉖コンピュータおよび周辺機器の売買、賃貸借ならびに保守</p> <p>㉗フロッピーディスク、エムオーディスク、インクリボン、プリンタートナー等の消耗品の売買</p> <p>㉘教育セミナーの開催および出版に関する業務</p> <p>㉙マーケティングリサーチの請負および販売促進活動の企画ならびに広告代理店業</p> <p>㉚労働者派遣事業</p> <p>㉛以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p> <p>(2)不動産の賃貸借および管理</p> <p>(3)工業所有権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡</p> <p>(4)前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</p>	<p>・旧定款㉓、㉔、㉖および㉗を新定款⑲として統合し、文言を整備</p> <p>・新定款⑲に統合</p> <p>・新定款㉕に統合</p> <p>・新定款⑲に統合</p> <p>・新定款⑲に統合</p> <p>・旧定款㉙および㉚を新定款㉑として統合するとともに「研修およびコンサルティングの実施」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・「販売促進活動の実施」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・「不動産の売買および開発事業」を追加明記し、文言を整備</p> <p>・文言を整備</p>

新定款	旧定款	備考
<p>(名誉会長および相談役)</p> <p><b>第30条</b> 取締役会は、その決議によって名誉会長1名および相談役若干名を選定することができる。</p>	<p>(相談役)</p> <p><b>第30条</b> 取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。</p>	

以 上